

能美市家庭用生ごみ処理機器購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、家庭から排出される生ごみの減量化を促進し、市民の生活環境の向上を図るため、家庭用生ごみ処理機又は家庭用生ごみ処理容器(以下「処理機等」という。)の購入に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用生ごみ処理機 機械的に水分の調整を行い、及び生ごみを減量化し、又は堆肥化させるものをいう。
- (2) 家庭用生ごみ処理容器 微生物の働きにより生ごみを分解して堆肥化することを目的に製造された容器(コンポスト)をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、処理機等を購入した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者(当該処理機等の販売を目的とする事業者及び事業用に使用する目的で購入した者を除く。)
- (2) 処理機等を市内に設置し、常に良好な状態で維持管理できる者
- (3) 堆肥化し、又は減量化した生ごみを適正に処理することができる者
- (4) 能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げる市税等の滞納がない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、処理機等の購入に要した費用(処理機等本体の購入に要する費用に限る。)の2分の1に相当する額(この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とし、家庭用生ごみ処理機にあつては50,000円、家庭用生ごみ処理容器にあつては3,0

00円を限度とする。

2 前項に規定する場合において、処理機等は、申請する年度に購入したものに限り、1世帯につき各1台を限度とする。

(補助金の申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、家庭用生ごみ処理機器購入補助金交付申請書及び請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、能美市家庭用生ごみ処理機器購入補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)又は能美市家庭用生ごみ処理機器購入補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(譲渡の禁止)

第7条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けて設置した処理機等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(維持管理)

第8条 補助金の交付を受けた処理機等の使用者は、処理機等からの悪臭の発生を防止し、常に良好な状態で維持管理に努めなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第7条に規定する禁止事項に該当したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付に関し不相当と認められる事実があったとき。

(調査等)

第10条 市長は、申請者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、同日以後に購入した処理機等について適用する。